

町田市内の東急田園都市線沿線地域におけるまちづくりの推進に関する協定書に基づく、
南町田グランベリーパークにおける環境施策の推進に関する協定書

町田市（以下「甲」という。）と東急株式会社（2019年9月2日付で東京急行電鉄株式会社から商号変更、以下「乙」という。）は、甲乙間で2019年4月1日付で締結した「町田市内の東急田園都市線沿線地域におけるまちづくりの推進に関する協定書(第1回更新)」の第3条に基づき、南町田グランベリーパークでの環境施策の推進に関して、次のとおりに協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、町田市環境基本条例の基本理念である環境の保全、回復及び創造に向けた環境マスタープランの施策の展開を図るため、南町田グランベリーパークにおける諸課題に共同して取り組み、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献することに合意し、推進することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について連携し協力する。

- （1）地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく取り組み
- （2）気候変動の影響への適応に関する取り組み
- （3）水とみどり生き物を守り育む取り組み
- （4）ごみを減らし資源を有効活用する取り組み
- （5）安全で快適な生活環境を実現する取り組み
- （6）環境教育・環境学習を推進する取り組み
- （7）前各号の他、甲及び乙の環境施策を推進する取り組み

2 前項各号に定める取り組みの具体的な実施事項及び役割分担、前項各号に定める取り組みにおいて発生する費用の負担等については、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第3条 本協定書の有効期間は、本協定の締結日から2024年3月31日までとする。更新に関する協議については、別途甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の解約）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する有効期間の満了前において、本協定を解約したいときは、双方協議し合意の上、本協定を解約することができるものとする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各々記名押印の上、各自その1通を保有する。

2022年1月24日

甲 東京都町田市森野二丁目2番22号

町 田 市
町 田 市 長 石 阪 丈 一

乙 東京都渋谷区南平台町5番6号

東 急 株 式 会 社
取 締 役 社 長 高 橋 和 夫